

該当するものに○をしてください。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

令和〇年〇月〇〇日

— 地方整備局長 —
— 北海道開発局長 —
宮崎県知事 殿

不要なものは消してください。

申請者 宮崎市橋通東2-10-1
届出者 (株)みやぎき建設 代表取締役 宮崎 太郎

許可番号 国土交通大臣 許可（般 特 31）第044923号 平成 31年04月10日
宮崎県 知事

（営業所毎の保険加入の有無）

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	16人 (2人)	1	1	1	健康保険	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇
					厚生年金保険	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇
					雇用保険	4530〇〇〇〇
都城支店	9人 (0人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
					健康保険	
合計	25人 (2人)					

全ての従業員（期間雇用者を含む。）の数を記入してください。
※法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）の記載が必要です。
（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載してください。

「1」の該当する場合は次の①、②の書類を添付してください。
①「健康保険」及び「厚生年金保険」確認書類
・保険料の納入に係る「直近の領収証書又は納入証明書」の写し
②雇用保険確認書類（次のいずれか）
・労働保険料完納証明書の写し
・直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し（事務組合等を利用している場合には納入通知書）と保険料領収書の写し
※「労災保険」ではなく「雇用保険」について確認できるものが必要ですので御注意ください。

◆ 様式第7号の3（「健康保険等の加入状況」）の記載方法が変わりました。健康保険等の加入状況に応じて、下記の番号を記載してください。

保険の加入状況	（参考）従前
適用事業所、適用事業の届出を行っている場合……… 1	1（変更なし）
適用が除外される場合……… 2	3
一括適用の承認に係る事業所……… 3	1

※未加入（従前の記載では「2」）については、社会保険の許可要件化に伴い、該当する番号がなくなりましたので、ご注意ください。

記載要領（抜粋）

- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二（営業所一覧表）に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となったことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。